



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 11 月 2 日 (月曜日) 第 152 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則 (家畜防疫対策課) 1

告 示

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 8

○生活保護法に基づく医療機関の指定 (") 8

○指定障害児通所支援事業者の指定 (障がい福祉課) 8

○有害興行の指定 (こども家庭課) 8

○民有林の保安林の指定予定 (自然環境課) 9

○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 9

公 告

○採石業務管理者試験の合格者 (企業振興課) 9

○土地改良区の役員の就退任の届出 (農村整備課) 9

○県営土地改良事業の工事の完了 (") 10

○公共測量の実施の通知 (管理課) 10

○入札公告 10

規 則

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 11 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第53号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則 (昭和60年宮崎県規則第21号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第4条 削除	<u>(家畜人工授精所開設許可証)</u> 第4条 省令第33条に規定する許可証は、家畜人工授精所開設許可証 (別記様式第1号) によるものとする。
<u>(家畜人工授精所開設許可証の交付等)</u> 第5条 法第24条の規定により家畜人工授精所の開設の許可をしたときは、家畜人工授精所開設許可証 (別記様式第2号) を交付する。	
2 前項に規定する許可証の交付を受けた者は、当該許可証を破り、汚し、又は失ったときは、家畜人工授精所開設許可証再交付申請書 (別記様式第3号) により、当該許可証の再交付を知事に申請することができる。	
3 第1項に規定する許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更があったときは、家畜人工授精所開設許可証書換え交付申請書 (別記様式第4号) により、当該許可証の書換えを知事に申請しなければならない。	
<u>(廃止等の届出)</u> 第6条 家畜人工授精所の開設者は、家畜人工授精所を廃止し、休止し、又は再開したときは、速やかに、家畜人工授精所廃止 (休止、再開) 届 (別記様式第5号) により、知事にその旨を届け出なければならない。	
第7条 [略]	第5条 [略] <u>(種付成績等の報告)</u> 第6条 種付け (家畜人工授精及び自然種付けをいう。以下同じ。) をした家畜人工授精師及び獣医師は、前年及び前々年の1月1日から12月31日までの期間にその者が行った種付けについて、そ

第8条 削除

（種付成績等の報告）

第9条 種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、家畜人工授精師及び家畜人工授精を行う獣医師は、前年の1月1日から12月31日までの期間に種付け（家畜人工授精及び自然種付けを含む。）したものについて、その成績を種付成績書（別記様式第7号）により、毎年1月31日までに知事に報告しなければならない。

2 家畜人工授精所の開設者、家畜受精卵を雌の家畜に移植した家畜人工授精師及び家畜受精卵を採取し、処理し、又は移植した獣医師は、前年の1月1日から12月31日までの期間に家畜受精卵移植等を行ったものについて、その成績を家畜受精卵採取・処理成績書（別記様式第8号）及び家畜受精卵移植成績書（別記様式第9号）により、毎年1月31日までに知事に報告しなければならない。

（家畜人工授精師等の現況の報告）

第10条 家畜人工授精師並びに家畜人工授精及び家畜受精卵移植を行った獣医師は、昭和60年及び同年から2年目ごとの各年の12月31日現在におけるその者の現況を、家畜人工授精師等現況報告書（別記様式第10号）により、当該年の翌年1月31日までに知事に報告しなければならない。

（書類の経由）

第11条 法、省令及びこの規則によって農林水産大臣又は知事に提出する書類は、所轄家畜保健衛生所長を経由しなければならない。

別記様式第6号から別記様式第10号までを削る。
別記様式第1号から別記様式第5号までを次のように改める。

の成績を種付成績書（別記様式第2号）により、毎年1月31日までに知事に報告しなければならない。
2 家畜受精卵を採取及び処理した獣医師は、前年の1月1日から12月31日までの期間にその者が行った採取及び処理について、その成績を家畜受精卵採取・処理成績書（別記様式第3号）により、毎年1月31日までに知事に報告しなければならない。
3 家畜受精卵を雌の家畜に移植した家畜人工授精師及び獣医師は、前年及び前々年の1月1日から12月31日までの期間にその者が行った移植について、その成績を家畜受精卵移植成績書（別記様式第4号）により、毎年1月31日までに知事に報告しなければならない。
4 前3項の規定にかかわらず、これらの項に規定する家畜人工授精師及び獣医師を常時2人以上雇用する家畜人工授精所の開設者は、当該雇用する家畜人工授精師及び獣医師に係る種付け、採取及び処理並びに移植の成績を取りまとめて、知事に報告することができる。
（家畜人工授精師等の現況の報告）
第7条 家畜人工授精師並びに家畜人工授精及び家畜受精卵移植を行った獣医師は、昭和60年及び同年から2年目ごとの各年の12月31日現在におけるその者の現況を、家畜人工授精師等現況報告書（別記様式第5号）により、当該年の翌年1月31日までに知事に報告しなければならない。
（書類の経由）
第8条 法、省令及びこの規則によって農林水産大臣又は知事に提出する書類は、所轄の家畜保健衛生所長を経由しなければならない。

別記

様式第 1 号 (第 4 条関係)

管理番号：第 号

家畜人工授精所開設許可証

1 開設者の氏名又は名称

2 家畜人工授精所の名称及び所在地

3 家畜の種類及びその家畜人工授精所の業務の別

家畜改良増殖法第24条の規定により、
家畜人工授精所の開設を許可する。

年 月 日

宮崎県知事

様式第 2 号 (第 6 条関係)

種 付 成 績 書

家畜改良増殖法施行細則第 6 条第 1 項の規定により、 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで (及び 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで) の種付け成績について、次のとおり報告します。

住 所
報告者 氏 名
連絡先

家畜の種類	前年 (年) 種付け		前々年 (年) 種付け						生産成績				備考			
	実頭数	延頭数	受胎成績			受胎率 B/(A-E)	生産頭数 F+G+H	雌 G	雄 F	早産、生後 へい死 H	生産率 (F+G+H)/(A-E)	双子	三子			
			実頭数A	受胎頭数 B	流死頭数 C											不受胎 頭数D
乳用牛																
	自然種付け															
肉用牛	人工授精 (凍結)															
	自然種付け															
馬	人工授精 (凍結)															
	人工授精 (液状)															
豚	自然種付け															
	人工授精 (凍結)															
	人工授精 (液状)															

備考

- この成績書は、毎年、報告年の前年及び前々年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に自然種付け又は人工授精したのものについて記載すること。
- 実頭数は自然種付け又は人工授精した実頭数とし、受胎 (不受胎) 頭数は自然種付け又は人工授精によって受胎 (不受胎) した頭数とし、不明頭数は転売等により受胎の確認ができなかった頭数とする。
- 生産頭数は、前々年の期間内に自然種付け又は人工授精によって生産された頭数とすること。
- 受胎頭数には流産又は死産した頭数を、生産頭数には早産又は生後間もなくへい死した産子数を含めること。

様式第3号 (第6条関係)

家畜受精卵採取・処理成績書

家畜改良増殖法施行細則第6条第2項の規定により、 年1月1日から12月31日までに行った家畜受精卵の採取及び処理の成績
について、次のとおり報告します。

報告者
住所
氏名
連絡先

家畜種類	受精卵回収実施回数	受精卵回収成功回数	受精卵回収数	正常卵数	移植卵数	凍結保存受精卵数	備考
乳用牛							
肉用牛							
馬							
豚							
めん羊							
山羊							

備考

- 1 この成績書は、毎年、報告年の前年1月1日から12月31日までの間に採卵したものについて記載すること。
- 2 受精卵回収卵数は、回収した全ての受精卵とする。
- 3 正常卵数は、移植可能な受精卵とする。
- 4 凍結受精卵保存数は、凍結前に移植可能と判断した受精卵で凍結保存しているものとし、12月31日現在の保存数とすること。

様式第 4 号 (第 6 条関係)

家 畜 受 精 卵 移 植 成 績 書

家畜改良増殖法施行細則第 6 条第 3 項の規定により、
 年 1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで (及び
 年 1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで) に行った家畜受精卵の移植の成績について、次の
 とおり報告します。

(体内受精卵 ・ 体外受精卵)

報告者
 氏名
 住所
 連絡先

家畜の 種類	移植の 区分	前年(年)移植		前々年(年)移植							備考								
		実頭数	延頭数	受胎成績			生産成績				双子	三子							
				実頭数 A	延頭数 B	受胎延頭数 B	流死 延頭数C	不受胎 延頭数D	不明 延頭数E	受胎率 B/(A-E)			生産頭数 F+G+H	雄 F	雌 G	早産、生後 へい死 H	生産率 (F+G+H)/(A-E)		
肉用牛	1 卵移植																		
	2 卵移植																		
	3 卵以上																		
乳用牛	1 卵移植																		
	2 卵移植																		
	3 卵以上																		

備考

- 1 この成績書は、毎年、報告年の前年及び前々年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に移植したものについて記載すること。
- 2 実頭数は移植した実頭数とし、受胎 (不受胎) 延頭数には移植によって受胎 (不受胎) した頭数とし、不明延頭数は転売等により受胎の
 確認ができなかった延頭数とする。
- 3 生産頭数は、前々年の期間内に移植によって生産された頭数とすること。
- 4 受胎延頭数には流産又は死産又は早産又は生後間もなくへい死した産子数を含めること。
- 5 体内受精卵と体外受精卵とを区別し、それぞれ別葉で作成すること。

様式第 5 号 (第 7 条関係)

家畜人工授精師等現況報告書						
宮崎県知事 殿					年 月 日	
家畜改良増殖法施行細則第 7 条の規定により、次のとおり現況を報告します。						
ふりがな 氏 名				生年月日	年 月 日	
現住所				連絡先		
資 格	家畜人工授精師	家畜の種類	免許番号	免許交付年月日	免許取得都道府県	資格の内容
		牛	第 号	年 月 日	都道府県	1・2・3
		豚	第 号	年 月 日	都道府県	1・2・3
		馬	第 号	年 月 日	都道府県	1・2・3
		その他 ()	第 号	年 月 日	都道府県	1・2・3
格	獣医師	獣医師免許登録番号		第 号		
		登録年月日		年 月 日		
家畜人工授精実務従事の有無				有 ・ 無		
家畜受精卵移植等実務従事の有無				有 ・ 無		
業 種	自営 ・ 農協等畜産団体 ・ 会社 ・ 公務員 ・ その他 ()					
業 務 の 内 容			採取・処理	他家授精・移植	自家授精・移植	保存・譲渡
	家畜人工授精用精液に関する業務					
	家畜体内受精卵に関する業務					
	家畜体外受精卵に関する業務					
	畜産技術指導業務					
	行政業務					
その他		内容:				
対象家畜	牛 ・ 豚 ・ 馬 ・ その他 ()					
勤 務 先	名 称			電話番号		
	所在地					
備 考						

- 注 1 この報告書は、家畜人工授精師並びに家畜人工授精及び家畜受精卵移植を行った獣医師が提出するものである。
- 2 「資格の内容」の欄に定義されている数字の意味は、以下のとおりであり、該当する番号を○で囲むこと。
- 1 家畜人工授精
 - 2 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植
 - 3 家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植
- 3 「業務の内容」の欄は、該当する欄全てに○を記入すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する改正前の家畜改良増殖法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 888号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年11月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
ほしくら薬局	日南市吾田東9丁目2番5号	令和2年9月30日
ゆうあい薬局	日南市園田1丁目4番7号	令和2年9月30日
むいかまち薬局	東諸県郡国富町大字本庄字東ノ原4632-2	令和2年9月30日

宮崎県告示第 889号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の

事 業 所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		指 定 年 月 日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4550500138	チャイルドサポートビーだま	えびの市大字内堅170番地1	株式会社祐脩	宮崎市太田3丁目1番18号	令和2年11月1日	保育所等訪問支援

宮崎県告示第 891号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和2年11月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
2年-24	映画	銀河の裏筋 性なる侵乳！	渡邊（元）組 <オーピー映画>	令和2年10月23日
2年-25	映画	性鬼人間第三号 異次元の快楽	国沢組 <オーピー映画>	
2年-26	映画	赤い凌辱	深町組 <新東宝映画>	
2年-27	映画	未亡人下宿？その4 今昔タマタマ教え歌	清水組 <オーピー映画>	

円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年11月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
ほしくら薬局	日南市吾田東9丁目2番5号	令和2年10月1日
ゆうあい薬局	日南市園田1丁目4番7号	令和2年10月1日
むいかまち薬局	東諸県郡国富町大字本庄字東ノ原4632-2	令和2年10月1日

宮崎県告示第 890号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和2年11月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

2年-28	映画	同棲性活 恥部とあなたと…	吉行組 <オーピー映画>
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。		

宮崎県告示第 892号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和2年11月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字岩金乙1228-15、字松下乙1229-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 893号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年11月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要 (メートル)		指定年月日
			幅員	延長	
(西都) 2020-1	西都農業協同組合代表理事 壹岐定憲	西都市大字妻字平田1717番9	6.00 ～ 6.03	54.00	令和2年10月21日

公 告

令和2年10月9日に実施した第49回採石業務管理者試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

令和2年11月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1、2、5

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、土地改良区（樺山）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年11月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	中原 昭 一	北諸県三股町大字樺山3143番地1
理事	大村 昭 一	北諸県三股町大字樺山3612番地1
理事	蔵元 順 市	北諸県三股町大字樺山 179番地
理事	内村 春 男	北諸県三股町大字樺山2749番地
理事	原田 順 一	北諸県三股町大字樺山3134番地2
理事	政野 睦 己	北諸県三股町大字樺山 384番地
理事	西村 好 宗	北諸県三股町大字樺山1266番地1
理事	上石 利 美	北諸県三股町大字樺山 610番地
理事	山元 幸 一	北諸県三股町大字樺山3515番地
理事	小牧 数 弘	北諸県三股町大字長田 207番地6
監事	下石 昭 廣	北諸県三股町大字樺山1186番地2
監事	出水 茂	北諸県三股町大字樺山 267番地
監事	上水 広 志	北諸県三股町大字樺山1409番地

(任期：令和4年10月8日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	大村 昭 一	北諸県三股町大字樺山3612番地1
理事	中原 昭 一	北諸県三股町大字樺山3143番地1
理事	蔵元 順 市	北諸県三股町大字樺山 179番地
理事	中内 虎 美	北諸県三股町大字樺山2732番地1
理事	原田 順 一	北諸県三股町大字樺山3134番地2
理事	政野 睦 己	北諸県三股町大字樺山 384番地
理事	西村 好 宗	北諸県三股町大字樺山1266番地1
理事	上石 利 美	北諸県三股町大字樺山 610番地

理 事	山 元 幸 一	北諸県三股町大字樺山3515番地
理 事	小 牧 数 弘	北諸県三股町大字長田 207番地 6
監 事	下 石 昭 廣	北諸県三股町大字樺山1186番地 2
監 事	出 水 茂	北諸県三股町大字樺山 267番地
監 事	上 水 広 志	北諸県三股町大字樺山1409番地

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和 2 年 11 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
灰 ヶ 野	宮崎市	県営農地保全整備事業	平成21年10月29日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、延岡河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和 2 年 11 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（2級・3級基準点測量、3級水準測量）
- 2 作業地域
宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町地区
- 3 作業期間
令和 2 年 10 月 20 日から令和 3 年 2 月 26 日まで

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 2 年 11 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 特定役務の件名 テレワーク環境構築業務委託
 - (2) 特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 委託期間 この競争入札に係る契約締結の日から令和 3 年 3 月 31 日まで
 - (4) 入札方法 (1)の特定役務について入札を実施する。入札金額は、テレワーク環境の構築、運用までに係る一切の費用を含むものとする。
 なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 令和 2 年宮崎県告示第 115号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務のものであること。
 - イ 上記 1 (1)の特定役務において納入する物品（以下「本件物品」という。）について、入札説明書及び仕様書に記載された仕様を満たした機能を有する物品を確実に設置し、設定できると認められる者であること。
 - ウ 本件物品について、保守、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、上記(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を次により提出し、事前に審査を受けること。
 なお、入札参加希望者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
 - ア 提出先 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7045
 - イ 提出期限 令和 2 年 12 月 8 日午後 5 時（送付にあっては、同日午後 5 時必着）
 - ウ 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。
- 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法
 上記 2 (1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。
 - (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208
 - (2) 申請書類の受付期間 令和 2 年 11 月 2 日から令和 2 年 11 月 10 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。
 なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
 - (2) 期間 令和 2 年 11 月 2 日から令和 3 年 1 月 5 日まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに 12 月 29 日、同月 30 日及び同月 31 日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- 5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間
 - (1) 交付場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
 - (2) 交付期間 令和 2 年 11 月 2 日から令和 3 年 1 月 5 日まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに 12 月 29 日、同月 30 日及び同月 31 日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- 6 入札に関する質問及び回答
 - (1) 質問
 この競争入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。
 ア 提出先 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
 イ 提出期限 令和 2 年 12 月 22 日午後 5 時（送付にあっては、

同日午後5時必着)

ウ 提出方法 入札質問書を、持参のほか、送付及び電子メール (アドレスjohoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp) による提出を可とする。なお、電話による質問は認めない。

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 県庁ホームページに掲載を行う。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び上記(1)ウの提出方法以外による方法で提出された質問については、いかなる理由があっても回答しない。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 提出期限 令和3年1月5日午後5時 (送付にあっては、同日午後5時必着)

(3) 提出方法 持参又は送付 (送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。) によること。

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁附属棟 303号室 宮崎市橘通東2丁目10番1号

(2) 日時 令和3年1月6日午前10時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則第2号) 第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札については2回までとする。

(4) 最低制限価格は設定しない。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他、この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and Quantity of Services up for Bid: Construction of telework environment for Miyazaki Prefectural Government

(2) Bidding Deadline: 5:00 PM on 5 January, 2021

(3) Contact Point for Inquiries: Information Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government, 2 - 10 - 1 Tachibana-dori Higashi, Miyaz-

--	--